

グリーン購入ガイドブック

法政大学

2012年度

目次

・ グリーン購入とは.....	2
・ グリーン購入ガイドライン.....	3
・ グリーン購入法の仕組み.....	4
・ グリーン購入法の骨子.....	5
・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 （平成24年2月）抜粋.....	6
・ 関係法律.....	25
・ 環境関連マーク・ラベル.....	26
・ 参考資料.....	28

グリーン購入とは？

購入する際に必要性を十分に多面的に考え、クオリティや価格だけでなく環境のことも考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する事です。それが私たちの責務です。

グリーン購入が広がれば環境配慮型製品のマーケットが拡大し、企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことに繋がります。

2001年4月施行の『グリーン購入法』では、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。(p. 4「グリーン購入法の仕組み」参照)

学内で使用する文房具やあらゆる製品の購入に際し、環境に配慮した製品を選定することを推進します。

グリーン購入ガイドライン

「学校法人法政大学環境憲章」に基づき、以下の事項を考慮して、環境への負荷が少ない製品を購入する。

1. 製造過程および廃棄処理にあたって環境に負荷を与えないこと。
2. 再生材料を多く使用していること。
3. 消耗部分の交換・補充などにより、長期使用が可能なこと。
4. 使用後に再使用・再利用が可能で、分別廃棄ができること。

なお、当面「消耗品」について適用する。「準備品・備品」の選定においても考慮する。

2000年3月28日 市ヶ谷環境委員会

2005年6月20日 多摩環境委員会

グリーン購入法の仕組み

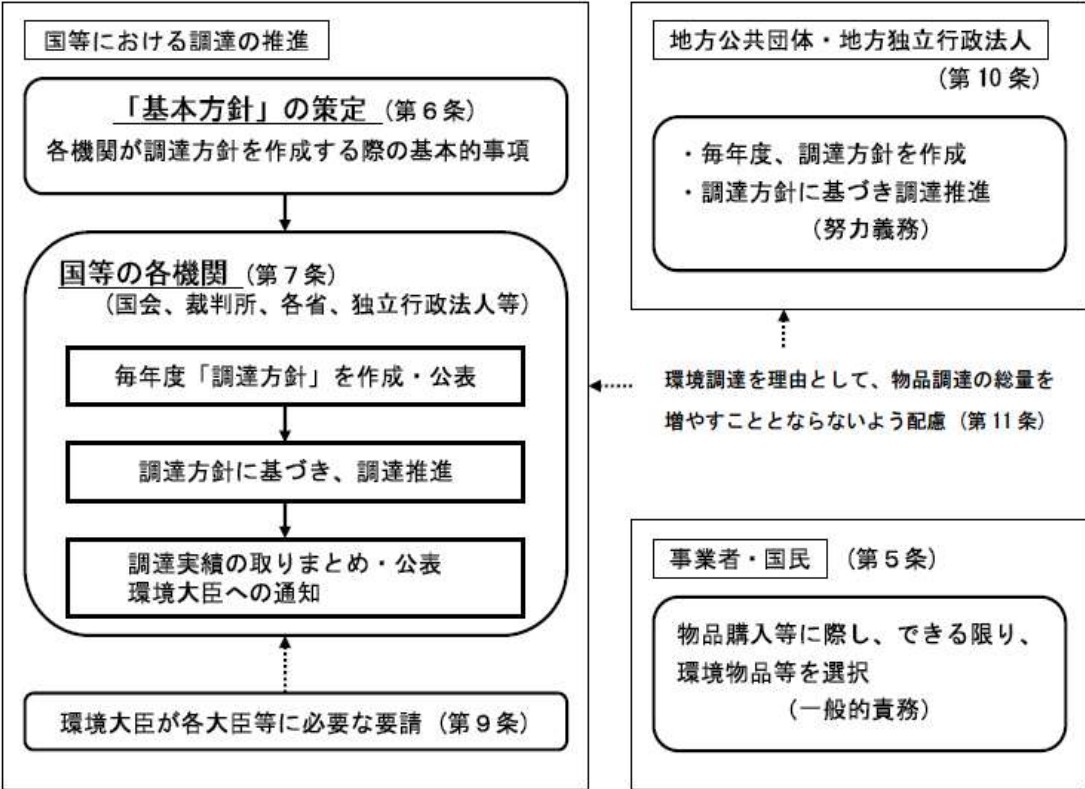
国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

平成13年4月1日 全面施行

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など



情報の提供

製品メーカー等（第12条）
製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）
科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

グリーン購入法の骨子

(国等による環境物品等の調達推進等に関する法律)

1. 目的 (第1条)

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

2. 責務 (第3条～第5条)

環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定する。

3. 国等における調達の推進 (第6条～第9条)

(1) 基本方針の策定

国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は、環境大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、閣議決定する。

(2) 調達方針の作成等

各省各庁の長(衆・参議長、最高裁長官、各省大臣等)及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に報告する。

(3) 環境大臣の要請

環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達を推進するため特に必要な措置を要請することができる。

4. 地方公共団体等による調達の推進 (第10条)

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努める。

5. 調達の推進に当たっての配慮 (第11条)

国等、都道府県及び市町村は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加を招かないように配慮する。

6. 環境物品等に関する情報の提供 (第12～14条、附則第2項)

(1) 事業者による情報提供

事業者は、その製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。

(2) 環境ラベル等による情報提供

他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める。

(3) 国による情報提供及び検討

国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成24年2月）抜粋

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」:	本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

2. 紙類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであり、森林認証材パルプ及び間伐材パルプ利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3 「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y（総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 ：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2 ：森林認証材パルプ利用割合（%）

$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

x_3 ：間伐材パルプ利用割合（%）

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 5 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
- 6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
- 7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの紙製品への利用のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。
- 8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠してクレジット方式により行うものとする。また、森林認証材についてもクレジット方式による運用を行うものとする。
なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。
- 9 平成22年3月31日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価70以上80未満の製品については、平成22年4月1日以降も特定調達物品等とみなす。
- 10 平成21年4月1日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成20年2月5日変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。

【印刷用紙】

<p>塗工されていない印刷用紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>
<p>塗工されている印刷用紙</p>	<p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残

- 材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 3 「総合評価値」とは備考4に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。
「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。
- 4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, \quad x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, \quad x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, \quad 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, \quad 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, \quad x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 （塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 （塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたA ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y_5 ：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1：最低保証の古紙パルプ配合率（％）

x2：森林認証材パルプ利用割合（％）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x3：間伐材パルプ利用割合（％）

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（％）

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x5：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x6：塗工量（g/m²）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。

7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

※ 間伐材や端材等により製造されたものを使用しましょう。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①プラスチック（重量） 再生プラスチック \geq 40%</p> <p>②木質（ゴム印等）の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。</p> <p>③紙（古紙パルプ配合率） 原料 \geq 50%</p> <p>【配慮事項】</p> <p>☆製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>主要材料が木質の場合は、その原料の原木が、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】</p> <p>○残芯が可能な限り少ないこと。</p>
シャープペンシル 替芯	<p>〔判断の基準は容器に適用〕</p>
ボールペン	<p>【配慮事項】 ○芯が交換できること。</p>
マーキングペン	<p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	<p>最後まで使用すること。</p>
スタンプ台	<p>【配慮事項】</p> <p>○インク又は液が補充できること。</p>
朱肉	<p>【配慮事項】</p>
印章セット	<p>○インクまたは液が補充できること。</p>
ステープラー 事務用修正具 (テープ)	<p>【配慮事項】</p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換できること。</p>

消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
クラフトテープ	<p>【判断の基準】</p> <p>●テープ基材 古紙パルプ配合率 $\geq 40\%$ かつ資源国の国内法上、適法なもの</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p> <p>②原料は、バージンパルプを使用していないものを極力用いること。</p>
粘着テープ（布粘着）	<p>【判断の基準】</p> <p>●テープ基材（ラミネート層を除く。）再生プラスチックの利用は、プラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ	<p>【判断の基準】</p> <p>●テープ基材・・・古紙パルプ配合率$\geq 40\%$ かつ資源国の国内法上、適法なもの</p> <p>【配慮事項】</p> <p>原料は、バージンパルプを使用していないものを極力用いること。</p>
ペンスタンド	空き缶の活用等
OAフィルター（枠あり）	<p>【判断の基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>②枠部・・・再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。</p>
OHPフィルム	<p>【判断の基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</p> <p>②インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
ファイル	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。それ以外の場合にあつても、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原</p>

	<p>料とするプラスチックがであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p> <p>②原料は、バージンパルプを使用していないものを極力用いること。</p>
のり（液状） （澱粉のり）	<p>【配慮事項】</p> <p>○内容物が補充できること。</p>

バインダー	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属部分を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。それ以外の場合にあっても、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p> <p>②原料は、バージンパルプを使用していないものを極力用いること。</p> <p>③下敷きとしても活用できる。</p>
事務用封筒（紙製）	<p>【判断の基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率\geq40%</p>
けい紙	<p>【判断の基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率\geq70%</p> <p>●塗工されているものについては塗工量が両面で30 g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料は、バージンパルプを使用していないものを極力用いること。</p>

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ローパーティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①プラスチックの場合：再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料としているプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。</p> <p>②木質の場合：間伐材等の再生資源であること、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>かつ、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³以下又はこれと同等のものであること。（人間環境にも優しい）</p> <p>③紙の場合：原料が古紙パルプ配合率50%以上であること。バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような簡便な設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を前提に、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>④金属を除く主要材料が木質の場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>⑤限りある地球資源を枯渇させないためにも、金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林</p>
--	--

経営が営まれている森林から産出されたものであること。

5 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量（トナーを除く）の95%以上であること。④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。⑤トナーの化学安全性が確認されていること。⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。②回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。③回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量（インクを除く）の95%以上であること。④回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。⑤インクの化学安全性が確認されていること。⑥使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせ構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。
- 1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- 2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
- 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回

取ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいように記載していること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。

6 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>①印刷・情報用紙に係る判断の基準(「紙類」参照。)を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p><個別事項></p> <p>①オフセット印刷</p> <p>ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>②デジタル印刷</p> <p>ア. 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準(「トナーカートリッジ」参照。)を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>イ. 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p>
----	--

	<p>【配慮事項】</p> <p>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- 5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」
- ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。
- 7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

- 8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
- ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月1日改訂)に適合していること。
- イ. 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること(MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること)。
- 12 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。
- 13 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林が

らの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害となる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙			
	【加工紙】 抄色紙 (A) ／ファンシーペーパー (A) 樹脂含浸透紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙 (B) ファンシーペーパー (B) ／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙 (C) ／ファンシーペーパー (C) ／樹脂含浸紙 (水溶性のものを除く) ／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ・平版インキ(オフセットインキ)／スクリーンインキ／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ 水性フレキソインキ		

	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス			
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金、ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し		
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全難解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④ その他		【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

注 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注 2 抄色紙、ファンシーペーパーは環境省の「グリーン購入.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。	
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。	
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。	
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクルは、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

- 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

『注意事項』

3. 文具類の一部、5. OA 機器、6. 携帯電話、7. 家電製品、8. エアコンディショナー等、9. 温水器等、10. 照明、11. 自動車等、12. 消火器、13. 制服・作業服、14. インテリア・寝装寝具、15. 作業手袋、16. その他繊維製品、17. 設備、18. 防災備蓄用品 19. 公共工事についてはすべて省略、20. 役務は 20-2. 印刷、庁舎管理等内の機密文書処理以外は省略。

詳細は、環境省ホームページをご覧ください。(http://www.env.go.jp/)

グリーン購入基本方針も参照してください。(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/basic_policy.html)

関 係 法 律

グリーン購入法

2000年制定（法律第100号）。環境負荷の少ない持続可能な社会を構築する事が目的。環境負荷を極力かけないために物品・役務（環境物品等）の提供について、国等の公的部門における調達推進や情報提供を実施するものである。2000年5月24日に成立し、同月31日に公布され、2001年4月1日から全面施行された。

容器包装リサイクル法

1995年6月制定（法律第112号）。容器・包装を利用した事業者、容器・包装を生産し販売した事業者には、再商品化が義務づけられる。2000年度から完全施行となり、PETボトル以外のプラスチック製の容器、飲料用紙製の容器以外の紙製包装の再商品化が新たに義務づけられた。また、2005年12月には、施行後10年経過後の評価検討が実施され、容器包装リサイクル制度見直しに係る最終取りまとめ（案）ができた。本案件を翌年1月に公表し、パブリックコメントを実施した。最終とりまとめ案に関する意見募集の結果（御意見）を踏まえて適正な手続きを経て中央環境審議会会長から環境大臣へ意見具申が

あった。(2006年2月22日) その中では、さらに産業構造審議会での議論も参考にしつつ、循環型社会の構築に向けて容器包装廃棄物の3Rの一層の積極的展開が実施されるように連関する制度改正や事業の実施を要請している。

家電リサイクル法

1998年5月制定。2001年4月から施行。正式名称は、特定家庭用機器再商品化法である。大型家電4機器（テレビ・電気冷蔵庫・エアコン・電気洗濯機）について、製造業者（輸入業者を含む）に回収義務および再商品化（燃焼による熱回収を含む）を義務づける。再商品化費用は、廃棄時に消費者が負担する。

環境関連マーク・ラベル

環境ラベル

製品の環境負荷低減を目的に定められたマークを総称して「環境ラベル」と呼ぶ。

これらは、ISO 14020の規定で3つのタイプに分けられる。

※タイプⅠは、企業や消費者から独立した第三者機関が、企業の申請に基づいて製品分野ごとの判定基準により認定するもの。日本では、「エコマーク」がこれに該当する。

※タイプⅡは、自社の製品がどのように環境に配慮しているのか「自己宣言」をするもの。各企業独自のラベル。「グリーンマーク」が該当する。

※タイプⅢは、製品の製造から廃棄までのライフスタイル全体での環境への影響を、実際のデータを使って定量的に示す表示方法を定めるもの。正確には規格ではない。ISOでは、タイプⅢ環境ラベルを国際規格にすることを決め、2003年3月から審議が開始されている。



エコマーク

エコマークは、私たちの身のまわりにある商品の中で、製品の「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられている。エコマークの対象となる商品種類の選定は、(財)日本環境協会が行っている。



グリーンマーク

(財)古紙再生促進センターが原料に古紙を規定の割合以上使用した製品に対し、「グリーンマーク」の表示を承認している。古紙利用製品を選ぶ際の目印となることで、紙リサイクルの推進を目的としている。

参考資料

リーフレット

グリーン購入ネットワーク

「広げよう、グリーン購入」

ホームページ

①グリーン購入ネットワーク

<http://www.gpn.jp/>

②エコマーク事務局

<http://www.ecomark.jp/>

③グリーン購入法(環境省)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html/>

④財団法人日本環境協会

<http://www.jeas.or.jp/>

【担当】法政大学事業室環境保全課